

第五十一回 参議院 商工委員会 會議録 第十六号

昭和四十一年三月三十一日(木曜日)

午前十一時五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 村上 春藏君
理事 赤間 文三君
豊田 雅孝君
柳田 桃太郎君
近藤 信一君

委員 岸田 幸雄君
近藤 英一郎君
吉武 恵市君
大矢 正君
小柳 勇君
榊 繁夫君
永岡 光治君
矢追 秀彦君
向井 長年君

國務大臣 通商産業大臣 三木 武夫君

政府委員 通商産業政務次官 堀本 宜実君
中小企業庁長官 山本 重信君
中小企業庁次長 影山 衛司君

事務局側 常任委員会専門員 小田 橋貞壽君

本日の會議に付した案件

○中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

第九部 商工委員会會議録第十六号

昭和四十一年三月三十一日【参議院】

(内閣提出、衆議院送付)
○中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(村上春藏君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、理事会におきまして協議いたしました事項について報告いたします。

本日は、中小企業関係三法案の審査を行なうことにいたしましたので、御了承を願いたいと存じます。

○委員長(村上春藏君) 衆議院送付の、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案及び中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題として、昨日に引き続き質疑を行ないます。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 昨日に引き続いて若干御質問を申し上げますが、今度の改正案の中で「小売商業連鎖化計画」というものがあるわけなのでございませうが、これとレギュラー・チェーンと一体どのように内容的に違つておるのか、この点を一応御説明願いますと同時に、この目的とするところは一体どこにあるのか。たとえば経営近代化を考へて、この目的達成のためにこういうふうなことを計画されておるのか、この点お尋ねいたします。

また組織、機構についての構想、こういう点についてもあわせて御答弁願います。

○政府委員(山本重信君) チェーンの中には、先生お話のございましたように、レギュラー・チェーンとボランティア・チェーンと二つの種類のものがございませう。レギュラー・チェーンと申しますのは、同一の企業が各地に分散して店舗を持つ

ことでありまして、その資本が同じ資本であるというところに一つの特徴がございませう。それに対してボランティア・チェーンは個々の店が独立性を持っておりまして、その相互の間に一つの同志的な團結を結成するという行き方でございます。そうして、両者いづれも広く網を張ることによりまして規模の利益、大量流通機構としての能率を發揮するということをねらつておる次第でございます。

特にボランティア・チェーンの場合に、私たちが考へておりますのは、一方におきまして、現在かなり複雑になっております流通機構をできるだけ効率的なものにするという、いわゆる流通機構の改善ということ、それから第二に、いわゆる小売商の地位をチェーンを結成することによって向上させてまいり、この二つの目標を持つておる次第でございます。

○近藤信一君 ボランティア・チェーンは共同仕入れ機構とどのように差異があるのか。またボランティア・チェーンのほうがその組織なり共同仕入れなりにおきまして販賣面でメリットが多い、こういうことでございませうか。

○政府委員(山本重信君) 従来からございませう共同仕入れ機構というのと、今回のボランティア・チェーンはかなり類似の点がございまして、仕入れを共同にして、それによって能率化をはかるといふ点はおおむね共通であると思ひます。これに對しまして特に非常に違つております点は、ボランティア・チェーンの場合は同志的な結合といふことが非常に重要な要素になっておりまして、ある意味におきましては、企業体としては獨立しておりますけれども、業務執行の面においては同一の経営体になや近い運営をしてまいる。比喩的に申しますれば、ある意味では運命共同体的な要素がかなり濃厚であるという点が指摘できると思ひます。したがらしまして、そのチェーンに入りま

すと、本部が取り扱います商品については個々の加盟店は仕入れの義務を負う。その点は普通の共同仕入れ機構は都合のいいときだけ一緒に仕事するといふかなり部分的な、ある程度の任意選択の余地が多いというところに両者の差があるように考えます。

○近藤信一君 ボランティア・チェーンの計画のうち、政令で定める基準というところでございませうが、その内容についてどのようなことをあなたの方としては予定しておられるのか。それからその基準で貸し付け対象を限定し過ぎたり、また貸し付け条件を厳重にするようなことがあるのではないかと、この点が予想されるのですが、この点はどうですか。

○政府委員(山本重信君) 今回小売り商業の連鎖化を推進いたします場合に、特に政府として育成すべき連鎖化計画というものを政令で定める基準で判定をいたすことにいたしておる次第であります。その政令で定める基準として現在考へておりますのは、まず第一にそのチェーンの事業が加盟小売り商の効率化、効率を向上させるために適切なものであるという点が第一であります。それから次に、このチェーンに加盟する小売り商業者の数がある最低限度の数以上であること、あまりに少ない業者の集まりでは対象としては適当でないといふことでございませう。現在おおむね三十店程度を考へております。それから参加する小売り商が必ず本部に出資をするといふことでございませう。それから最後に、そのチェーンの運営が加盟小売り商全部の利益のために運営されるような組織になつていふこと、これらの点を政令で定める基準として考へております。

それから次に、このチェーンに対する貸し付けの基準をあまりきびしくしてそれを限定的にしますと、いろいろ問題が出てくるわけでございませう。

○近藤信一君 ボランティア・チェーンの計画のうち、政令で定める基準というところでございませうが、その内容についてどのようなことをあなたの方としては予定しておられるのか。それからその基準で貸し付け対象を限定し過ぎたり、また貸し付け条件を厳重にするようなことがあるのではないかと、この点が予想されるのですが、この点はどうですか。

○政府委員(山本重信君) 今回小売り商業の連鎖化を推進いたします場合に、特に政府として育成すべき連鎖化計画というものを政令で定める基準で判定をいたすことにいたしておる次第であります。その政令で定める基準として現在考へておりますのは、まず第一にそのチェーンの事業が加盟小売り商の効率化、効率を向上させるために適切なものであるという点が第一であります。それから次に、このチェーンに加盟する小売り商業者の数がある最低限度の数以上であること、あまりに少ない業者の集まりでは対象としては適当でないといふことでございませう。現在おおむね三十店程度を考へております。それから参加する小売り商が必ず本部に出資をするといふことでございませう。それから最後に、そのチェーンの運営が加盟小売り商全部の利益のために運営されるような組織になつていふこと、これらの点を政令で定める基準として考へております。

それから次に、このチェーンに対する貸し付けの基準をあまりきびしくしてそれを限定的にしますと、いろいろ問題が出てくるわけでございませう。

○近藤信一君 ボランティア・チェーンの計画のうち、政令で定める基準というところでございませうが、その内容についてどのようなことをあなたの方としては予定しておられるのか。それからその基準で貸し付け対象を限定し過ぎたり、また貸し付け条件を厳重にするようなことがあるのではないかと、この点が予想されるのですが、この点はどうですか。

○政府委員(山本重信君) 今回小売り商業の連鎖化を推進いたします場合に、特に政府として育成すべき連鎖化計画というものを政令で定める基準で判定をいたすことにいたしておる次第であります。その政令で定める基準として現在考へておりますのは、まず第一にそのチェーンの事業が加盟小売り商の効率化、効率を向上させるために適切なものであるという点が第一であります。それから次に、このチェーンに加盟する小売り商業者の数がある最低限度の数以上であること、あまりに少ない業者の集まりでは対象としては適当でないといふことでございませう。現在おおむね三十店程度を考へております。それから参加する小売り商が必ず本部に出資をするといふことでございませう。それから最後に、そのチェーンの運営が加盟小売り商全部の利益のために運営されるような組織になつていふこと、これらの点を政令で定める基準として考へております。

が、私たちとしてはできるだけたくさん的小売り商をこのチェーンに参加させて、小売り商の地位の向上をはかりたいというふうに考えておる次第でありまして、したがっていましてその業種、取り扱い商品等につきましても、特に現在制限をいたす考えはございません。商品の種類によりまして、またチェーンのあり方もいろいろ相違が出てくると思ひますけれども、その点につきましても、できるだけ弾力的に広い範囲に適用するようにしたいと考えている次第であります。

○近藤信一君 そういたしますと、ポランタリー・チェーンで扱っていくところの商品は何でもかまわれないと、こういうことになるのか。それから外国や日本の既存のチェーンを見まして、扱いやすい品物とそれから扱いにくい品物、こういう面が出てくると思うのですが、この点はいかがですか。

○政府委員(山本重信君) お説のように取り扱う商品によりまして、扱いやすいものと扱いにくいものとがございます。外国の例等で見ますと、加工食料品と申しますか、それと耐久消費財というようなものがその主力になっておりまして、特に食料品につきましては、外国ではかなりチェーンの組織率が高くなっておりますので、日本におきましても、これからチェーンがだんだん普及してまいります方向といたしましては、いわゆる取り扱いやすい商品がその中心になってまいることと予想いたしております。

○近藤信一君 ポランタリー・チェーンと消費物価対策との関係は一体どうなっているかということと、それから商品によって大いに下がると思われるものがあると思うのですが、この点はどうですか。

○政府委員(山本重信君) 今回のポランタリー・チェーンの構想の目標は、先ほど申し上げましたように、一方におきましては小売り商の地位の向上ということでございますが、もう一つは流通機構の合理化、改善ということでございます。その結果として、消費者物価対策としての効果も発

揮することをお願いいたしておる次第でございます。その場合に特に法令をもって強制的にチェーンで取り扱うものについては価格を下げるというようなことは、現在の機構から言つて適当でないと思ひますので、そういう措置は考えておりませんけれども、ポランタリー・チェーンを積極的に推進してまいります過程におきましては、物価対策のねらいもあるということをよく徹底してまいりまして、チェーンを運営する際にその点も十分考慮して運営してもらふように要請をいたしたいと考えております。そういう状況でございますので、具体的にどういふ商品についてどの程度値下げが期待できるというところは、現段階ではまだ確たる見通しを申し上げる段階ではございません。

○近藤信一君 問屋を中心としてポランタリー・チェーンというものが組織された場合に、問屋の系列化を招くというふうなこともございまして、小売り商におきましては隷属化すると、こういうふうなこともあらうかと思うのですが、この点はどうですか。

○政府委員(山本重信君) ポランタリー・チェーンの形態としてはいろいろな形態が考え得るのでございまして、政府の対策の対象として育成を考へますポランタリー・チェーンは、あくまでも小売り商の地位の向上ということが眼目でございまして、問屋の参加を全面的に排除するものではございませんけれども、ねらいはあくまでも小売り商の地位の向上と、この目標を絶対にはずさないということとを十分に配慮してまいらざるを得ないと思ひます。ポランタリー・チェーンを結成しますと、従来の個々の小売り商は特に販売をする部門を担当するのでございまして、同時にみんなが集まると、共同の仕入れをする面、それからさらには個々の販売業務についての指導業務、あるいは共同宣伝というふうな仕事が出てまいりますので、ある面においては従来の卸商の経験者の知識経験を活用するという面が必要でございしますので、そういう範囲で、もし同族的な結合で、しかも小売り商を主体とする運営がはつきりと確保できるよう

なものにつきましては、卸商の参加も認めようということでございます。その点はあくまでも主客転倒しないように、いまお話しのように卸に小売り商が隷属するということとはあくまでも避けたい、こういう考えで推進してまいらるつもりでございます。

○近藤信一君 せっかくあなたのほうで計画されて、問屋側の系列化や隷属化、こういうことになりましたと、あなたのほうの御趣旨と違つてくるわけでございまして、その点は今後の指導面において、あなたのほうで十分対処していかなければならないと思ひます。それについてのあなたのほうの心がまえといひますか、それはいかがですか。

○政府委員(山本重信君) ただいま御指摘の点は、私たちとしては最も重要な方針として考えておる点でございまして、助成の対象として取り上げます場合に、まずその計画の内容についてこそいうことが確保されることを十分に確認をいたしたいと存じますし、その後も運用の面につきましても、その本来の目的を逸脱しないように十分に指導いたしてまいりたいと存じます。

○近藤信一君 それから開銀の明年度の融資にもポランタリー・チェーンの関係の資金が予定されているというふうに聞いておりますが、その金額とたまたまの助成法のチェーン資金、これとの関係はどのようになるのですか、この点お尋ねいたします。

○政府委員(山本重信君) 中小企業庁の予算で計上いたしておりますポランタリー・チェーンの予算は、ただいま申し上げましたように、小売り商業中心のポランタリー・チェーンでございまして、それに対して開銀のほうで今回融資をするワケをきめておりますが、この十五億円の融資の対象となりますものは、大企業中心のポランタリー・チェーンが主体になると思ひます。したがって、そちらのほうはどちらかといひますと、流通機構の改善というところにより大きな重点を置いておりますし、中小企業庁の取り扱うも

のは、小売り商の地位の向上、その連鎖化による体質の改善ということを中心としていたしまして、あわせて流通機構の改善あるいは消費物価対策に貢献する、こういうふうな重点の置き方がやや違つておるといふふうに御了承いただきたいと思ひます。

○近藤信一君 これは二十八日の毎日新聞にもちよいと出ておりましたが、大企業の販売系列がますます拡大している現在におきまして、ポランタリー・チェーンがそれらの販売系列によって占められていくというふうな危険があるんじゃないかというふうにおもうのですが、この点はどうですか。

○政府委員(山本重信君) 流通機構は、相当に現在複雑でございまして、これからこうしたチェーン化という傾向が今後いろんな面から推進されると思ひます。したがって、中にはいわゆるレギュラー・チェーンとしてメーカー中心のチェーンも現在よりますます進められるかと思ひます。また大企業中心のポランタリー・チェーンも出てまいらると思ひます。それだけに、私はそういう事態に対処して、放置しておきますと小売り商の地位がますます脅かされるということが懸念される次第でございまして、それだけに小売り商を中心とするチェーン化というものの力を入

れて、特に政府がそれに対して助成をすることによって、一方的に大企業中心のチェーンに圧倒されることのないようにいたしてまいりたいと思ひます。この点は、アメリカ等の例を見ましても、レギュラー・チェーンの進出ということが一つの刺激といひますか、契機になりまして、それに対抗するという立場からの小売り商の連鎖化というものが活発になった、こういうことが言えるかと思ひますのであります。わが国の場合も大体そういう方向を考えて、今後小売り商中心の制度の育成に努力したいと思ひ次第でございまして。

○近藤信一君 チェーンに入っている商店と、今度はチェーンに入らない商店と、こうできくわけなんです。そういったしますと、この商店間におけるところの格差というものが大きくなると

いうふうなことも一応考えられるわけでございます。するから、その点は一体どのようなことで調整がされていくか。さらにまたチェーンに對しましては、これでも、いわゆるどの商店でも入れるのかどうか、すなわち加入、脱退の自由というものが認められておるかどうかが、この点はどうですか。

○政府委員(山本重信君) チェーンに入らない小売り商がどうなるかという点でございますが、これは今後われわれがこのチェーンの育成をはかっていきます場合に、非常に重大な配慮を払っていかねばならぬ点であるかと思ひます。現在私たちが考えておりますのは、粒の大きな小売り商は、どちらかといひますと、ある意味から言つて、独立して方々の卸商との連絡がとれますので、われわれが育成してまでチェーン化をそう推進する必要がないという面があるかと思ひます。したがひまして主力は小規模の小売り商、小売り商の中でも規模の小さいものに主眼を置いてその連鎖化をはかってまいりたいと思つております。したがひまして、どの店でもチェーンに入らうと思ひ入れ、こういう制度にいたしてまいりたいと考えておる次第であります。ただ初年度は予算がきつめて少額でございます、私たちの心がまえも、まだ一挙に非常に大規模なボランティア・チェーンの育成ということを考えていない段階でございますので、その点はさらに次年度以降におきまして、できるだけ早くたくさん的小売り商で希望するものがこのチェーンに参加できるようにいたしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○近藤信一君 そのレギュラー・チェーンというのは、やはり先ほど長官言われましたが、同一企業が各地に分散するところの多数の小売りの店舗を有する組織、すなわち本店関係の組織、それからボランティア・チェーンというのは各地に分散する多数の小売り商、卸商、これを含めて組織した独立したお互いの組織であるわけなんです。そうすると、各地に分散するといふんでございますから、どうしても一定地域でやるわけじゃ

ないんでございますから、この範囲というものは広い。そうすると、やはり入るものと入らないものと、こういうものが各地に私でできていると思ふんです。これはたとえば小地域で一つのボランティア・チェーンというものができるといふことになれば、その地域の小売り商が相当加盟するといふことも考えられるわけですが、やはりこれが広範にわたつての各地に分散する組織、こういうことにもなつてくるから、なかなか私は入るのに對しても、その商店によつては困難性というものがあろうかといふふうに思ふんですが、この点の調整というものはあなたのほうはどのようなお考えを持っておられますか。

○政府委員(山本重信君) ボランティア・チェーンの最も中心をなすものは、それに加盟する小売り商の間の同志的な団結ということでございます。先ほど申し上げましたように、一種の運命共同体的な要素を持ったつながりといふふうに言えるかと思ひます。したがひまして、そのお互いの間には一つの有無相通する関係、かなり緊密な関係が必要でございます。そういうことから考えまして、同志的な結合が可能な範囲のものであれば、あえて相当距離をおいて分散しているという条件がかなわなくても、そこは弾力的に考えてまいりたいと思ひます。実はかなり粒の大きい企業のボランティア・チェーンの場合は、その加盟者の間の距離等が非常にうるさい基準になつて、お互いに相当離れていて、競合関係がないということをはかりきつて打ち出しているといふ傾向があるようにございますけれども、小規模小売り商を対象にして考えてまいります場合には、そこをあまり厳重に考えることは適當でないと思ひますので、なるべくその辺も弾力的に考えて、お互いに同志的な結合がし得るような背景、基盤を持つていられるものであれば、あえて距離の遠近を問はず、同一のチェーンに加盟して差つかえないと、こういう運用をしてまいりたいと思つております。

○近藤信一君 最近の東洋経済新報に「ボランティア・チェーン育成の具体策」という社説が載つております。これで見ますと、商業の近代化策としては、チェーンだけでは足りない、日本商業の近代化をおくらしたのには、一連の零細商業保護政策にある、チェーン育成としては中規模以上の商店をおくらえと言つてゐる。私もボランティア・チェーン育成は、名前は中小企業対策でも、やはり小売り商上層部の育成が中心になりやすいといふ心配があるわけなんです、それもやむを得ないことではございませうけれども、それでは下層部の小売り商のために何をしようとしておられるのか。このねらいといふところを先ほど来答弁されておる点から考えまして、これは小売り商全般についてと言つておられますけれども、大体こういう組織といふものは、どうしてもそのグループの上層部のほうの対策ということになりやすい、これは昨日も私質問の中でいろいろ言ひましたように、中小企業のいわゆる優等生のほうばかりに力を入れる、こういうことにおちいりやすい点があるろうかと思ふんですが、この点あなたのほうのお考えがあれば、ひとつこの際お尋ねしておきたいのであります。

○政府委員(山本重信君) 商業の部門におきましては、特に小規模零細企業のウェイトが高いのでございまして、この小規模零細企業の問題を考えた上で、いわゆる優等生教育だけをしておつたのでは、この商業問題は全く解決できないといふふうに私は考えております。その場合に二つの方向が考え得るのでございまして、現在ある姿のまま小売り商がそのまま全部存続できる、あるいはそれがいいといふふうには私は結論できないと思ひますけれども、それをより近代化し合理化していく方法といたしましては、一つ一つの小売り商が単位として、より合理的なものになつていく、そのためには、もし必要があれば店舗の共同化をはかるとかいふ、単位を強く大きくする方法がございまして、これが従来中小企業庁の施策でも取り上げてきたおもな点でございまして、そういう方向を今後ますます推進してまいりますことと同時に

に、その個々の単位と単位との間をチェーンでつなぎまして、そうして一つ一つの規模がかりに小さくても、総合して大きな規模の利益も發揮できると、こういうねらいがあるものでございまして、今回のボランティア・チェーン対策は、特にその点非常にはつきりと小規模対策という性格を打ち出してまいりつゝございまして、決して優等生あるいは規模の大きいところだけをピックアップしてそれを育成していくという考えは持つておりません。これは非常に重要な点でございまして、今後運営の面につきましては、先生の御趣旨の点をよくわれわれもわきまをままして、本来の目的を達成するように努力いたしたいと存じます。

○近藤信一君 日本ボランティア・チェーン協会の常務理事の宗像平八郎というの方は、ボランティア・チェーンの第一線の指導者だといふことではございますが、この方がこういうことを言つておられるのです。流通対策として最も効果的な手が打たれたことに意義があり、これを足がかりに助成を拡大してほしい、共同仕入れにせよ、店舗改装にせよ、それに必要な資金調達のために、できればボランティア・チェーン専門の金融公庫を創設して、低利資金の供給を望んでやまないと。いわゆる金融の面でこのボランティア・チェーンといふものに、将来若干の苦しみといふもの、苦悩といふものが出てくるのじゃないか。そこで一体政府としてはこの金融面についてどういふふうにか考へていくか、たとえば商工中金あり、あるいは中小企業金融公庫がございしますが、これらにあるのはやはり依存してやらせていくとしておられるのか、また宗像氏が言つておられるように、将来やはりボランティア・チェーン独自の金融公庫といふふうなものが持てるかどうか、そこまではあなたのほうは、まだ独立した公庫まではお考へになつておられないと思ひますけれども、将来の構想としては、このことがいいのか悪いのか、こういう点あなたのほうで何かお考へがあるならば、この際お尋ねしておきたいのであります。

○政府委員(山本重信君) 今回の予算におきまして、ポランタリー・チェーンの本部施設につきましては、助成金を出すことにいたしておりますが、それと並行いたしまして、政府系の三金融機関の機能を活用したいと考えております。ポランタリー・チェーン自身は多くの場合に組合組織になることが多いと思いますので、その組合の運転資金等につきましては、積極的に商工中金を活用したいと思っております。またチェーンに加盟します個々の店舗につきましても、このチェーンをつくる機会に、店舗の改造というようなことが行なわれる場合が多いと思っております。そういう面につきましては、商工中金、国民金融公庫及び中小企業金融公庫、この三公庫を動員いたしまして、その改装資金の供給を確保したいと考えております。

○近藤信一君 次に、中小企業構造改善準備金制度の政策、目的というものは那邊にあるかということ、本制度を中小企業近代化資金助成法の改正により規定しようとしておりますところのその理由は、どこに置いておられるのか、その構造改善とはどういう意義及び内容を持つておられるのか、高度化と一体どこが違うか。この点についてお尋ねいたします。

○政府委員(山本重信君) 今回の構造改善準備金制度のねらいは、一方におきまして中小企業の近代化、高度化の推進、他方におきまして事業の転換の助成ということでございます。第一の近代化、高度化につきましては、一般会計の予算の面で従来いろいろな助成が行なわれておりますけれども、それが税の面においては、部分的にしか恩典が与えられていないのでございまして、今回の構造改善準備金制度という新しい制度をつくることによりまして、組合員があらかじめ積み立て金を積み立てまして、将来組合として共同施設をつくる、あるいは工場団地を育成するという準備をしようという場合に、その税の恩典によりまして積み立て金が積み立てやすいようにしようというのが第一のねらいでございます。

それから第二に、業種によりましては、設備過剰、生産過剰等の現実に対処しまして、自主的に業界で一部の人の転廃業の促進をしようという申し合わせができました場合に、転廃していく人に対する見舞い金をみな積み立てる、その場合に税の面での恩典を与えて、そういうことがしやすいようにしようということでございまして、

○近藤信一君 中小企業構造改善事業の共同化、それから工場等の集約化などのほかに、事業者の自主的事業の転換を促進するための事業も含まれておるといいますが、この改善事業の内容というものはどういふものかを考えておられるのか、この点いかがですか。

○政府委員(山本重信君) 今回の改善事業の内容といたしましては、ちょうど先ほど申し上げました政策目的とおおむね一致しておるのでございますが、第一は、事業の共同化、そのための工場、あるいは商業の場合は店舗の集約化でございます。それから第二は、事業者の自主的な事業の転換を促進するための事業、これがその主要なものでございまして、

○近藤信一君 この改善事業の実施しようとするところの組合というものは何をさしておられるのか。それから事業協同組合のほかにその他政令で定める組合となっておりますが、政令でどのような組合を指定されようとしておられるのか、この点はどうですか。

○政府委員(山本重信君) 今回の構造改善事業の対象としては、特定組合ということばをつかっておりますが、これは個々の固有な名詞の組合をいうのでございまして、組合の種類を定めるという趣旨でございます。具体的に申し上げますと、事業協同組合のほかに、事業協同小組合、商工組合、商店街振興組合、環境衛生同業組合及びこれらの組合の連合会を予想いたしております。

○近藤信一君 その特定組合がその事業計画について担当大臣の承認を必要としておるわけでございますが、承認を受けることによる利益というものは一体どんなような利益というものがあるか。

それからこの担当大臣の承認を必要とせなければならぬ理由というものは一体那邊にあるか、この点はどうですか。

○政府委員(山本重信君) 今回の構造改善事業につきましては、政府の承認という段階を設けたのでございまして、これは、その構造改善計画が法律でねらっております構造改善、中小企業の近代化、高度化に寄与するもので適切なものであるということを認定することによってございまして、その利益としましては、それによって税制上の優遇を与えるということでございます。それから税制上の優遇措置でございますが、具体的に申し上げますと、組合員から賦課金として組合に納めます金額をこの構造改善準備金勘定に繰り入れます場合には、その特定組合は、普通の場合ですと利益として計上しなければいけないんですが、この場合にそれを利益として計上しなくてもいいということになります。そしていよいよそれを具体的に実施するために取りくずすときにこの利益金に算入いたします。ただし、その取りくずすの目的が共同施設を取得するという目的であります場合には、特に今回恩典を与えておまして、準備金取りくずし額の三分の一の特別償却を行なうことができるようにいたしております。また、その目的が自発的な転廃業者に対する見舞い金であります場合には、これは損金として処理することにいたしております。これらのことは、別途租税特別措置法のほうで規定をいたしております。

○近藤信一君 転廃していく者に対してはいま見舞い金を出している、こういうことでございまして、利益をあげ、そしていろいろと協力してきた、こういうものを、ただ見舞い金だけでこれはいいものかどうか、何かそこに、一つの見舞い金にしても内容的にまたこれは違ってくる問題もあろうかと思うのですが、この点おおよそあなたのほうは、ただ見舞い金ということではなくして、これに對するところの基準というふうなものを考えていかなければならぬのではなからうかと思うのです。

○政府委員(山本重信君) 具体的には個々の組合がどの程度の見舞い金といいますが、転廃業者に対する転廃業資金を組合員が拠出するかということ、それと自主的に相談をしてきめられるわけでございますが、一般的に考えられますのは、資産の控除額、あるいは従業員退職金の支払い額、それから転換費用、こういうようなものが一応の基準になると思います。具体的に、たとえば繊維工業とかあるいは鉄物工業等におきまして転廃業をどうしていくかということをいろいろ議論しておるようでございまして、やはりその業種のその当時の経営状況とか、転廃しようとする人の従来のその組合に対する貢献度とか、いろんな問題がおそらくそのときに議論されて具体的にきまることになると思いますので、制度上これを一定のものにびしと基準をきめて固定化するという考えはないのでございまして、一般的な考え方として、ただいま申し上げたようなことを予想いたしておる次第でございます。

○近藤信一君 これは、特定組合は当然組合員に経費を賦課するということでございますから、その賦課する額というものがいろいろと変わってくると思うのです。たとえば業種によって、また客観的な基準、こういうものもきまっておりますし、それからいろいろと基準そのもののきめ方というものは、なかなか私は多岐にわたってむずかしいのではないかとおもうに思っております。その点はどうですか。

○政府委員(山本重信君) 組合員に対する賦課の基準は、あけてその組合の自主的な申し合わせによるわけでございまして、先生お話しのように、業種の実態によりましていろいろなことが考えられると思います。たとえばほんの例でございまして、織物業の場合には、その保有している織機台数、あるいはマッチの場合にはその個々の業者の出荷量、それから洋がさの場合にはその生産本数というふうな、それぞれの業種でその適当なものを選ぶようにしております。

うものを常に考慮しなければならない立場にもございまして、そういう点と、一方におきましては中小企業の自己資本の充実を応援するという、こういう公共的な任務、その両者の調和点を具体的にどういうふうにしていきたいと思いますか、会社の

当事者のほうともこれからよく相談してまいりたいと思います。そうしてできるだけ先生の御指摘のような点に遺憾のないようにその対策を考えてまいりたいと思います。

○近藤信一君 この表を見ましても、おおむね三都市に集中されております、東京、大阪、名古屋と。大阪投資育成会社のはうは全体の件数は三十四件で、そのうち大阪だけで二十二件、さらに東京育成会社の場合には全体の合計が四十件でございまして、東京で扱ったのが二十二件、名古屋育

成会社の場合には全体で三十二件でございます。名古屋で――愛知県が十八件、こういうおおむね三都市に集中されたような形であるわけなんです。これはやはり工業地域といえますか、それを中心として発展しているというふうふうにも私思うのですが、その他の府県に対しては、一件なり二件というような小範圍であるから、これはまあ当面東京育成会社、大阪育成会社、名古屋育成会社と、このような分布状態であなたのほうは押し進めておられるわけですが、やはり将来を考えた場合には、なかなか不便も

伴うことでありますし、地方的にもって育成し、そうしてこれを指導していくというふうなことを考えるならば、これは地方的に分散した場合に、私利利用というものはもっと高まるのじゃないかというふうに私考えるわけですが、この点はどうですか。

○政府委員(山本重信君) 現在三つの会社の活動が主として東京、大阪、名古屋の三地区にかなり集中しておることは御指摘のとおりでございます。この投資育成会社の投資先になり得る企業の一つは、市況を調べてみますと、内資の大企業が、いまの

三都市に集中しておるような状況でございまして、一般的な傾向としては、ある程度やむを得な

い点があらうかと思ひます。しかし同時に中小企業対策自体としては、やはり地方の産業にもそうした助成の手を延べていくことは絶対必要でございまして、ただいまお説のように、その点について対策を何とか考えたいと思つております。その場合に別の投資育成会社を、たとえば北海道とか九州とかいうところに別につくるのがよいのか、あるいは支店を設けていくのがよいのか、その辺は採算面とかかね合いもございまして、今後さらに一そう検討したいと存じます。

○近藤信一君 今度の法改正におきましては、名古屋投資育成会社の増資ということで法改正というものが出されたわけでありまして、東京及び大阪の投資育成会社は現在においては増資する必要がないというふうに判断されて今度の法改正になったのか、さらに今後の資金計画をどのように考へておられるのか、中小企業金融公庫からの借り入れ等を考へてあなたのほうはやっていかれようとしておられるのか、この点はどうですか。

○政府委員(山本重信君) お話のように、今回は名古屋の投資育成会社の増資だけをお願いしております次第であります。東京、大阪につきましては、現在従来の事業資金の繰り越し金が相当まだございますので、四十一年度におきましては、従来の資金繰りで十分まかなえる状況でございます。四十一年度以降につきましては、またそのときの新しい情勢に応じて、増資あるいは中小公庫からの借り入れ金、そういったものを当然考えなければならぬと思ひますが、その点は今後の問題として、会社のほうでもただいま検討しておる段階でございます。

○近藤信一君 現在投資育成会社が三地方にあるわけでございますが、いずれも同じように言っておられることは金利が若干高い、こういうことを言っているわけなんです。金利をもう少し引き下げて、この投資育成会社の運営というものを考へていただけないものかどうか、こういう陳情も私どものところにきておるわけでございますが、この金利の面に対しては、政府としてはどのような

に考へておられるのか、この点あわせてお尋ねしておきます。

○政府委員(山本重信君) この金利負担の点が投資育成会社の採算面、ひいては今後の活動にかなり大きな影響を与えることが考えられますので、先般中小企業金融公庫がこの投資育成会社に対する融資を行ないます場合の金利につきまして、政府部内で行なう検討をいたしましたのでございまして、中小企業金融公庫の金利はちょうど明日、四月一日からさらに三厘下がりまして、八分四厘になるのでございまして、いま申し上げましたような点を考慮いたしまして、この投資育成会社に対する金利は特別に低い金利ということで七分五厘という金利を決定いたしました。とりあえず四十三年度までこの金利でまかなおうという話し合いになっております。四十一年度以降につきましては、そのときの会社の経理状況をさらに十分に検討して、自後の措置をいたしたいと思つております。

○近藤信一君 昨年五月の投資育成会社法の改正によりまして、新たに会社の業務に追加されました転換社債の引き受け業務、この現況はどういうふうになっているのか。また、これによりまして資本規模の比較的小さな中小企業が育成されているのかどうか、この点はどうですか。

○政府委員(山本重信君) 昨年の法律改正によりまして、投資育成会社の業務に転換社債の引き受けが追加されたのでございまして、七月からその引き受けを開始いたしました。ことしの二月末までの八カ月の間に、二十三社に対して五億三千六百万円の投資が決定を見ております。いまお話のように、この転換社債の引き受けは、株式の引き受けよりはる意味でリスクが少ないという点もありまして、資本金の規模の比較的小さいものにも適用が行なわれる可能性があるものでございます。実績の上でもいままでの株式の場合でございまして、企業の中の一千万円から二千万円までの比較的適用対象の中では小さい規模の層に対して、株式の場合は全体を一〇〇といたします

と、一〇%がこの層に向けられておったのでありますが、転換社債につきましては二一%がそれに向けられておる次第でございまして。

○榊原夫君 関連。投資育成会社に対して中小企業金融公庫から今度一億五千万の、これは名古屋の育成会社に対して増資になるわけですね。ところが先ほどの金利の話なんです、これまでは年間八分四厘だったんですか、金利をとってしましたの。それをいろいろお話し合いの結果、明年度からは七分五厘に抑える、非常に金利が安くなることは育成会社の経営が楽になることですから、これは育成会社の経営が楽になることですから、こういうことであります。政府が三育会社に対して出しておる資本金の引き揚げ時期、返還の時期というものを定めておられます。十年間でしたか、私ちょっと記憶ございせんが、たしか十年間だったと思ひます。ところが、地方の銀行なりそれから公共団体なども同様に融資をして、そしてまあこの会社というものができておるわけですが、この政府の出資しておりますものの引き揚げの時期、あるいは政府の関係機関である中小企業金融公庫に支払われておる金利同様のものを地方団体なり地方の都市銀行などについても、育成会社は同じような金利を払い、あるいは同じような時期にこれを返済するというような条件が、政府関係機関と同様の条件になっておるのか。

○政府委員(山本重信君) まず第一に金利の問題でございまして、名古屋の例について申し上げますと、まず出資でございまして、政府出資は従来一億でございまして、今回お願いいたしております法律改正によりまして、さらに一億五千万これに追加するわけでございます。これは金利という観点ではないのでございまして、いわゆる出資でございまして、これは優先株式になっておりますので、六分五厘の配当を優先的に払うことになっております。で、この六分五厘は、そのときに支払いができれば先に繰り延べて、元本の償還が済んでからあとに徐々に返すということになつておりました。実際問題としてはまだ配当するような状態でございせんので、政府出資の分につ

いては、出資が行なわれて、それに対する配当が行なわれない状態でございまして。それから名古屋につきましては、資金繰りの関係がございまして、今回五億円の融資が中小企業金融公庫から行なわれたのでございまして。その金利でございまして、中小企業金融公庫の一般金利は、昨年の九月三厘引き下げを行なひまして、引き続き明日四月一日付でさらに三厘の引き下げを行なひまして、八分四厘になるのでございまして、この投資育成会社の公共的な性格にかんがみまして、政府部内で行なう検討をいたしました結果、輸出産業向け等の場合に中小企業金融公庫の特別の金利として七分五厘という前例がございまして、それにならひまして、投資育成会社に対する融資は、一般金利の八分四厘でなく七分五厘というところで融資をいたすことになったのでございまして。それから資本金の中には、政府出資のほかに地方公共団体、金融機関等の出資がございまして、そういうほうの出資につきましては、政府出資の分とは性質が違ひまして、特に優先配当の性格もございせんし、また期限がまひりましたら償還をするという性格もございせんので、それは一般の商法の規定による株式の取り扱いを受けておる次第でございまして。

○榊原夫君 政府の政策としてこの三つの育成会社をつくられて、しかも政府出資が優先的に一定の年限を経過すれば償還することができるようになつておるのに、地方公共団体なり金融機関等で実施をしておる分については政府よりも条件が悪い、こういうことは、私はやはり育成会社というものの必要を認め、しかも政府の政策としてこういうものを設置させておるといふ国の意思からいいますと、ちょっとこれは冷淡ではないか、こういう点についてはもっとこれは考へる必要があるのではないかと思ひます。山本さんそういうふうにお考へになりませんか。

○政府委員(山本重信君) 投資育成会社の性格、あるいはそれに対する政府出資をどういふものにするか、一つの立法論としては先生のいまのお話

はまことに傾聴に値する御意見でございますし、もつと積極的な態度で、政府が出資したものを期限がきたら償還してしまふのだということではなく、じっくり腰を据えてやらなければならぬと、こういう御意見は、私は一つの見方であらうかと存じます。ただその点につきましては、私の前任者の当時だと思ひますけれども、いろいろ立法的に議論をしました末に、現在のようにそういう特殊な性格を政府出資分に与えておるのでございまして、ただその場合に、償還と申しまして五年間据え置きまして、そしてさらにその後十年にわたって長期にまあ償還をしていくということとでございますので、これが非常に短期に行なわれますと、投資育成会社としてはたいへん困ると思ひますけれども、その点は運営上として支障なくいけるのではないかとこの配慮で現在のような制度が生まれていた次第であります。しかし率直に申しまして、これは今後の運営いかんにかかっている点でもございまして、先般の名古屋の投資育成会社に対しまして五億円の融資の金利をめぐって、政府内部でいろいろ議論をいたしましたときに、とりあえず四十三年度まで七厘五分厘という金利でやていこう、四十四年度以降についてはどうするか、そのときにまた実情を検討して新しい方針を協議しようということになっていく状況でございます。その際には充足してから相当日がたつて実績もはつきりしてまいりますので、場合によれば、いま先生御指摘のような点も含めまして検討する時期があるのではないかとこのように考へております。

○榊原夫君 政府の政策としてこういう会社の設立をし、そしてその中小企業の健全な経営ができるように、上場株にできるところまで育成しようということと充足しているのかかわらず、政府出資が民間の金融機関あるいは地方公共団体の出資金より優先的に引き揚げができるというふうなへつり腰では、私は中小企業対策について本腰を入れているとは考えられない。ですから、この問題は四十三年度ということに政府内部の話は

あったかもしれませんが、やはりもう少し政府出資の分については条件を緩和して、少なくとも地方公共団体の出資と同じような条件にしていくぐらいの積極さがほしいと思います。これはひとつ大臣にも伺してもらいたいのですが、今度いろいろお骨折りの結果、育成会社に貸した政府関係機関の融資の金利が八分四厘になっていくのを今度七分五厘に明日から下げるといふこと、これは一歩前進です。ところが開業銀行などの金利はもつと安いのがあるんじゃないですか、もつと長期で、造船などに対しては、造船はこれは国策としてやったわけですが、これも国策の一つです。その利子補給までやて、長期に、しかも金利は五分くらいにしている融資が政府関係機関の中であるわけですが、そういうものに振りかへても低金利にして会社の運営を楽にさせ、そうしてめんどうをみる、会社の負担もしたがってそれによって安くみてやることとができるというようにやてこそ、私はほんとうに政府は中小企業対策に本腰を入れておるといふことが見れるのであつて、引き下げ引き下げしてようやく実力大臣のお骨折りで七分五厘に金利が下がった。一方開業銀行などの金利を見ますと、中小企業金融公庫よりももつと長期で、しかもその金利ももつと安いのものが政府資金の中にある。財投の金を回しているところと、そういう金融機関がある。そういうところとまで金利の点を引き下げていく。それから地方公共団体や金融機関に出資の条件を付しておる程度にまでは少なくとも政府出資の引き揚げ条件というものはやはり緩和していくぐらいの積極さがほしいですね。大臣どうですかね。

○国務大臣(三木武夫君) これは七分五厘、中小企業金融公庫を経由しておるので、ちよつと利ざやをかせいでいるわけですよ、中小企業金融公庫がね。これはやはり研究して、できるだけ金利は下げていくような方向で検討したいと思ひますが、ただ、これは議決権がないのですから、出資といつても融資みたいな性格のものですから、これは、このものは議決権を持っていないのですから、

そういう点で民間よりも政府のほうが有利なとは言えない。優先株で配当といったところで、何かの配当ができるような状態にならなければ配当せよとは言わぬわけですから、非常に政府が有利な条件であるとは思われない。しかし、この四十三年度がきたら十九年度ですから、これはまあ政府が政策としてやっているのですから、そんなに十年きたからもう引き揚げると、そんなことは、しゃくし定木に考える必要はないと私は思っています。○榊原夫君 それはお話の点わかりませんが、議決権がないのだから、少しは公共団体や民間金融機関よりも条件がよくなつていようがないじゃないかというところで、政府の政策としてこの会社の設立を打ち出して、そうしてこれほどやるのだから、お前も協力せよということと協力さしてきているわけでしょう。それに優先的にこの期限がくれば、引き揚げはされないと思ふけれども、引き揚げができるような条件を置いておるといふことは、これはやはりあまり積極さが見られない。それから中小企業金融公庫からこれは融資しておるから、七分五厘やそこらはそれは要るでしょうし、多少利をかせがぬと金融公庫もめし食えませんが、それはやるでしょうけれども、開業銀行にはもつと安いの金利があるのだから、そのほかに振りかへても、もつと安いの金利でいけるような取り組みというものが私は通産省としては必要じゃないかと、こう思ひます。重ねて御方針を伺います。

いま一点、そういう条件で出資をしておきながら、通産省はこの三育成会社に対して報告の義務であるとか、あるいはその仕事のやり口について何かとかくこう発言があつて、自由奔放に商売をしかねておるといふようなことが去年もちよつと問題になつたと思うのですが、その後改善をされておりますれば、そういうことについての改善のあとをあらわして御説明をいただきたい。○政府委員(山本重信君) 第一の点でございますが、政府が関与するしかたとして、何か中途はんばでないかという御指摘の点は、これは私はその

当時立法論としていろいろの関与のしかたがある中で、議論の末にこういうことになつたのでありまして、お話のように普通の政府出資の場合と若干違ふやり方である、やや不徹底な点があるといふことは、これは認めざるを得ないと思ふのであります。問題は、こういうことで充足をいたしてまいりますので、運営に支障のないようにしていくのにはどうしたらいいかということに、われわれ今後一番配慮してまいりたいと思ふのでございまして、まず第一に償還の問題でございましてけれども、据え置き五年でその後十年という非常に長期でもございまして、それまでの間に会社の運営の実態をよく見まして、実情に合ったような対策をとる余裕は十分にございまして、その点はよく考慮してまいりたいと思ひます。一つには、こういうことになりましたのは、会社の運営をできるだけいとおゆる特殊法人でなく民間ベースで創意くふうをこらしてやていたかどうかということもあつたのではないかと申すのであります。経理の面での圧迫を避ける意味で、配当も六分五厘がこれは頭打ちでもございまして、それから、そのときに配当ができなければ元本の償還が済んでから配当を行なうというふうなこともなつておりますので、その点の経理面への圧迫はかなり軽減といひますか、緩和されているといふふうに考へていいのではないかと存じます。

それから、なお金利の点でございますが、中小企業金融公庫の全般的金利があつたから八分四厘になるのでもございまして、この投資育成会社に対する金利は、実はいままで融資したことがありませんで、今回初めて五億融資することになりました。それを幾らにするかいろいろ議論しました結果、一般金利よりは優遇して七分五厘に決定いたしましたのでございまして。それから第二に、報告義務その他いろいろやちよつし制限といひますか、監督をしておるといふ点でございまして、これは実は基本的には、私たちは投資育成会社は相当りっぱな方々が経営の責任をとっておられますので、できるだけ自発的

に、自主的に運営していただくということを心がけております。したがって、たとえばどの企業に投資するかというふうなことにつきましまして、完全にそれぞれ会社のおまかせいたしました。政府として口ばしを入れるようなことは一切いたしてないのが実情でございます。なお、書類の提出その他でも改良すべき点がございまして、いつでも思い切つてその点は簡素化をしてまいりたいと思つております。

○永岡光治君 いまの中小企業金融公庫、平均して八分四厘に回つておるわけですか。

○国務大臣(三木武夫君) あしたから……。

○永岡光治君 高いね。預金部の資金というものはそんなものじゃないですね。ああいう財源は、おそろく郵政の貯金なり保険の資金から相当積み立てて出てると思うのだが、郵政への還元というのとはそんなに高い利子じゃないね、非常に低いんですよ。六分五厘ですか。それだけのさやをとつて、その利はけしからぬと思うな。どうしてそんな金利をとらなければいかぬのですか。

○政府委員(山本重信君) 中小企業金融公庫と国民金融公庫、さらに商工組合中央金庫、この三つの金融機関が中小企業金融の政府系金融機関としてあるわけでございます。特に三木大臣は、御着任以来この三機関の金利引き下げには非常な御熱意を示されて、私もしつちゅうたいへんに督励を受けて努力をしまつておるのでございます。実はもとより九分であつたわけですが、それが非常に高いといへば高かつたわけですが、それを昨年の九月にまず三厘引き下げまして、そして何となく三厘下げたから、ほつとするような気分では三厘下げておつたのですが、そこをさらにまた大臣の御方針で督励をいたしまして、さらに三厘下げたということにいたしましたのであります。それから中小企業金融公庫の場合は、どつちかといひますと、政策的な金融ということと、場合によりましますと、支店とか出張所も、必ずしも採算の合わないところにも支店、出張所を出すようにというふうに私たちが指導しております。

で、そういう点で片一方において合理化につとめておりますけれども、また経理の面、採算の面を若干は許してでも、この支店網の拡大をするというふうなことをいたしておるのでございます。それから従来の収支の状況から申しますと、実は中小企業金融公庫は、今度の三厘の引き下げをするにあたりまして、実は特に政府から出資をしなくても自力でできるという点で、若干の余裕があるというところはこれは申し上げられると思ひます。

ところが、片一方国民金融公庫のほうは、もうぎりぎりのところへまいつておりました。今度の三厘の引き下げをすることによりまして、四十一年度約八億でしたか、赤字がもう出るようになっております。したがって、一方において合理化は極力していく必要がありまして、それにも限度がございまして、金利を下げていくというためには相当巨額の政府出資を注ぎ込んでいく必要があるわけでございます。中小企業公庫のほうもいままでは自力で下げられましたが、今後さらに下げるといふことになりましますと、中小企業公庫のほうにも相当の政府出資をしなければいけないという状態になつてまいつております。しかし、どちらにいたしましても、中小企業に対する金利負担というものは相当大きな問題でございますので、今後ともその点につきましましては、十分に引き下げ方向に努力をいたすつもりであります。

○永岡光治君 これはいまお話がありました地方の普及の問題もありまして、相当人件費がかかるというふうなお話もあるわけですが、まさに大蔵省が高利貸しを政府資金でやっていると、いふやうな気が強くなるのですが、おそろく郵政の還元はいま六分五厘くらいだつたと思ひますが、全般的にあのくらいたくさんの窓口を持つておりますから、大蔵省はやめて、郵便局融資にしたほうが人件費が助かる。もっとこれは再検討する必要があると思ひます。ほんとうに九分なんというのは高利貸しですよ。中小企業としたら大へんだと思ひますよ。再検討しなければいかぬと思ひます。

のですが、いずれにしても、金利をもう少し大幅に下げるように大臣一段と努力してもらわなければいかぬと思ひます。元が安いのでから。

○政府委員(山本重信君) よく開発銀行と私たち比較しながら、開発銀行が下げた場合には、政策的な観点から中小企業向けの金利を下げなければならぬといつてゐるのですが、実は開銀の運用はかなり中小企業関係の金融機関に比べると案でございまして、まず第一に過去において政府出資が相当入つておること、それから貸し付けをしむす対象が大きくて限られておりましたから、あまり手間ひまをかけないで貸し出すので、そのコストは安いわけですが、それに比べますと、中小企業金融公庫の場合はおそろく全国で八万件くらいが対象になっております。国民金融公庫の場合は八十万件くらい金融の対象になっております。非常にコストが高くなるようになっております。これは実情をただ申し上げるだけでありまして、引き下げの努力をする積極的な意欲については仰せのとおりでございます。今後努力するつもりでございます。

○榊本夫君 開発銀行が体制金融で例の石油化学、それから特殊鋼などに三十八年度以来出しておりましたね。あの金利は一体なんぼ取つてゐるのですかね。

○政府委員(山本重信君) おそろく、私の感じでは基準金利で、基準金利はいま中小企業公庫と同じでございますので、ここの一月から八分四厘になつております。ちよつとその点はきつりいたしませんので調べて……。

○榊本夫君 私もいま資料を持てゐるわけじゃないからなんですが、相当比較にならぬやうな長期で、金利も据え置きがたしか五年なり十年なり開発銀行にはあつて、二十年とか二十五年とかで返すやうになつてゐる。大きい企業にだけ出すのでしうが、金利も八分四厘なんというやうな金利は取つていないと私は思つてゐる。これは農田さんなんかよく御存じだろつと思ひますが、それだけ取つていないのではないか。きょうも新聞

で見ますと、ある自動車の会社は二百二十億、ある会社は百五十億からのちやんと利益をこつ計上しておる。そういうところへまた四十億、四十億、五億、五億といつて開発銀行の金を貸さうとしておるわけですが、そういう何かあるわけですか。これは政策としてこういう中小企業投資育成会社というふうなものを政府としてもつくれたのだから、何か安い金利で貸せるといふことは、救済を受ける中小企業の負担が軽くなるということに通ずるわけですからね。中小企業公庫の金じゃないと使えぬといふことになつておるわけでもないのです。そういう点をひとつもう少しお考えいだいたかどうかという気がしますが、国民金融公庫、中小企業公庫、それからもう一つ商工中金とありますが、これは大臣、中小企業関係の金利をもう少し全体として、政府として下げてもらつたうにお話し合いをこれは抜本的にしてもらわなければいかぬように思ふのですが、いまそんならさうしようといふお返事をいますぐ聞くことはできぬと思ひますけれども、御方針だけはひとつ示してもらいたいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) 私は中小企業の金利は、これは資金の貸し出し先も非常に多いし、信用の程度も弱いし、いろいろさういふ面から文句があるでしうが、しかし、考えようによつたら中小企業の金利というものは政府機関がやるのですから、営利事業ではないわけですが、さういふ点で中小企業の金利はいろいろ資金のコストといひますか、それからいつたら文句はあるにしても、大企業より安くつていいというのが私の意見なんです。さういふことで、ずいぶんまあ皆さんは簡単に高い高いといふけれども、これが九月にやつてまた四月にやつたといふことは、この予算折衝でもこれが一番最後に残つたのです。金利の問題が、なかなかこの問題は続けざまに六厘下げのわけですから、さういふことで、しかしこれでも満足はしてないもので、やはり中小企業の金利といふものは、一般のこの相互銀行とかいふものとはこれは別として、やはり政府金融機関の金利

というものは、やはりだんだんと下げていかなければならぬということで、一ぺんに皆さんの御満足できるようには参りませんけれども、これはやっておるのですよ。九月、四月とひんばんに金利を下げておる。今後とも努力をいたしたいと考えております。

○小柳勇君 私は具体的に二つだけ質問します。まず中小企業近代化資金助成法、今度追加となります。やつを具体的に聞くのですが、設備ですね、貸し付けの対象になる事業の共同化に著しく寄与する設備、この中で質問があったと思うのですけれども、たとえば集会所など加えるのかどうか、具体的にこれは教えてもらいたいと思うのです。

○政府委員(山本重信君) 今回高度化資金の対象として、いわゆる共有機械といっておりますが、組合の一部の者が利用する機械、従来の組合員全部が使うものは共同施設として対象になっておりますけれども、そうでなく、一部の組合員が共同で利用するものを対象にすることにいたしました。でございます。具体的な一つの例を申し上げますと、たとえば工場団地で、隣合わせの工場のまんな中にクレーンを一つ置きまして、そしてその両方の工場が共通で使う。必ずしも組合員全部が使うものではない。そういうものは従来は組合の共同施設とはいえない。対象にならなかったのですが、それを今回やることにしたのでございます。

それからついでで恐縮でございますが、先ほどお話ございました体制金融は、開発銀行のほうも基準金利によっておりまして、八分四厘でございます。

○小柳勇君 クレーンはわかりましたが、具体的に幾つくらい今度考えておられるのですか。

○政府委員(山本重信君) ただいまお話のございました二以上の組合員が共同で使用するものが効果的な設備というので、これはいろいろな機械が考えられますが、先ほど申し上げました起重機のはかにボイラー、それから集塵装置とそれから超

音波の加工機で、必ずしも全部の者が使わない、一部の者が使う。それから静電塗装の装置等々でございます。一企業当たり一千万円程度を限度として考えております。

○小柳勇君 何ですか、最後のほう。

○政府委員(山本重信君) 一企業当たり一千万円。

○小柳勇君 一企業と申しますのは、一つの工場集団がございまして、その集団に対して一千万円ですか。

○政府委員(山本重信君) これは一つの標準的な考え方でございますが、一団地にたとえば三十企業入るといたしますと、その一企業当たり四台、先ほど一企業当たり一千万円と申しましたが、一台が二百五十万円くらいのものを考えますと、四台で一千万円でございます。一企業当たり四台で一千万円、その団地に入っております企業が三十企業あるといたしますと三億ですか、その程度を一つの標準として考えております。

○小柳勇君 そうすると、これはその機械だけで、設備たとえば集会所とか事務所は、事務所は近藤委員が前に聞いたらしいのですが、集会所などは入らないのですか、施設として。

○政府委員(山本重信君) 今回のこの共有機械の対象としては、いわゆる機械設備に限定をいたしておりますので、集会所等は対象には入りません。ただし、組合全部の者が使う共同施設というものがはかに従来からございまして、その中にそういうものは入り得るわけでございます。

○小柳勇君 たとえば組合員の、工場でありますと作業服などよごれますから、洗濯機械などを共同で使いたいというような場合には適用できますか。

○政府委員(山本重信君) いまお話のようなのは、ちょうど工場団地の中の共同施設になるわけでございますから、今度の新しい制度でなくて、従来の制度でその対象に取り上げ得るようになっております。

○小柳勇君 具体的にもう少し、問題が起こりましたら教えてください。

第二の問題は、中小企業設備貸与事業、貸与機関ですね、このことで具体的に質問いたしますが、中小企業貸与事業を行ない、貸与機関は云々とありまして、公益法人であって、「地方公共団体により出資又は拠出されていること」と書いてございまして、第十五条に、これで、出資割合と役員、構想など、何か具体的に法律の中に構想があるわけですか。

○政府委員(山本重信君) 今回機械貸与制度の実施主体といたしまして、公益法人というものを考えたのであります。これは機械貸与という制度の性質からいいますと、県自体が県の予算で、たとえば特別会計等をつくって運営をいたしますと、貸与するために調達する機械が県有財産になったりいたします。その管理等の手数料がたいへんに繁雑になりますので、これを別働隊にしようということ、県が全額出資する公益法人をつくってもらうということでございます。ある意味からいいますと、県の別働隊という感じがございまして、ほかからの出資は期待いたしてないわけでございます。

○小柳勇君 これは、中央は直接中小企業庁がその総元締めになりますか、または別に各県の公益法人をまとめた中央機関というのでございまして、中央は中小企業庁がすべての仕事をいたすつもりでございまして、特にその公益法人をまとめたような特別な機関をつくる考えはございせん。

○小柳勇君 この公益法人の役員などは、県独自で選定してよろしいということでございますか。

○政府委員(山本重信君) これは全く県の自主的な運営にまかせるつもりでおります。

○小柳勇君 最後ですけれども、中小企業構造改善事業助成の中で、所得税または法人税の特例を設けると書いてございまして、具体的に何かありましたら教えてください。

○政府委員(山本重信君) 今回の構造改善準備金制度の創設によりまして、組合が共同施設を将来

つくるため、または自主的に転廃業をする人に転廃業資金を給付する、そのための積み立てをいたします場合に、税法上の特典を与えようというのがこの趣旨でございます。若干具体的に申し上げますと、従来の税制のもとにおきましては、組合員が組合に対して賦課金を納めますと、その部分は組合に対しては利益となりまして、税金がいわゆる組合に対して二六%の税率がかかるのでございますが、そういうやり方ではなかなか積み立てにくいので、今回の特例によりまして、それは損金として算入をします。税金はかけない。ただしその準備金の勘定を取りくずす場合に税金をかける。まあ一種の税金の猶予でございます。免税ではございせんが、それによって積み立てしやすくなることをねらっております。それから準備金の取りくずしの場合でございましても若干の特典を考えてございまして、一つは、共同施設を取得します場合に、その施設の償却につきまして、三分の一の特別償却をできるようにいたしております。建物につきましては十分の一、それからその準備金の取りくずしが転廃業資金であります場合には、これはいわゆる必要経費になりますので、取りくずししても組合には課税は行なわれぬという仕組みでございます。

○小柳勇君 わかりました。終わります。

○近藤信一君 小柳委員の質問で、投資育成会社法から若干はずれておりますので、再び投資育成会社法について、あと二問ほどお尋ねしたいと思っております。投資育成事業を行なっていく上におきまして、中小企業の同族性ということが非常に障害になっているのではないかと、今後育成会社はどのような態度で事業を行なっていくつもりか、この点はいかがですか。

○政府委員(山本重信君) 中小企業の同族性ということは、実は中小企業の近代化推進にとりましては、かなり重要視して考えなければならぬ問題であらうかと思っております。同族性というものの非常によい面もあるのでございますけれども、中

小企業が近代的な経営をしていく、安定性を増していくというためには、ある面での同族性というものを卒業して、新しい経営体制に入っていくことが必要であるように考えます。そういう点で、今後この同族性を脱却して近代的な経営に移っていくための指導その他に力を入れてまいりたいと考えております。それから特に投資育成会社の対象になりますような場合は、将来その株式を株式市場に上場するということが一つのねらいでもございますので、一そうこの同族性からの脱却、卒業ということが重要でございます。そういう点について十分に指導をしてまいりたいと考えております。

○近藤信一君 昨春秋、非上場会社株式の新規上場再開にあたりまして、東京、大阪の各証券取引所とも、これは理事会決議をもって、新規上場にあたっては、当分の間三億円、名古屋は二億円で下の会社は取り扱わない、こういうふうになされたわけでございますが、これによって投資事業にどのような影響を与えるのか、これによって、また投資育成資金を増大しなければならぬことになると思いますが、政府といたしましては、これに對してどのように対処していかれるというのであるか、この点お尋ねしておきます。

○政府委員(山本重信君) 投資育成会社の活動は、ただいま申し上げましたように、中小企業の株式を上場する橋渡しをしようというところにならぬか、あるのございまして、今回上場審査基準の改正ではございせんけれども、暫定的に引き上げられた次第でございまして、これは当然投資育成会社の活動に非常に大きな影響を与えるものと見ております。まず第一に、投資育成会社が株式を保有する期間が相当長くなると思ひますし、また上場可能な企業が若干減るおそれもございします。そういう点で、上場審査基準がほんとうに変更になりました場合には、現在の運営について格段の配慮をする必要があろうと存じております。ただいまのところはとりあへずの暫定の引き上げでございまして、いましばらく様子を見て、さらに本格的な対策を考える必要があるかと存じております。

○近藤信一君 最後に、大臣の御所見をお伺いして、私の質問を終わりたいと思うのですが、昨日米、中小企業三法に對していろいろと審議をしてまいりました。そこで、今回の三法の改正におきましては、中には画期的な改正もございまして、中小企業、特に零細企業としては、この法の改正によって非常に大きな期待を持っておるのではないかと、いふふうにも考えるわけですが、さらに、昨日からの質問の中で、長官にも私御質問を申し上げ、長官としての態度もお聞きしてまいりましたわけでございますが、中小企業が一番困るというのは資金の面でたいへん困る。特に金融面は、中小企業三行といわれておりますところの国民金融公庫、中小企業公庫、さらに商工中金と、こうございまして、これに依存する点も大きいと思うのであります。ところが、通産省とこうした中小企業三行との連絡というものが従来緊密になされていらない、やはり連絡が若干欠けておる点があるかと思うのです。それがためにせっかく通産省で国地計画をされて国地の発足に当たった、ところが事業をやっていく上において若干資金の面で行き詰まりという点も出てくるわけなのであります。こういうときに、やはり商工中金なり中小企業公庫に行きまして、まあ最初はいろいろとやうでございまして、せんじ詰めてまいりますと、やはりそれらの公庫といたしましては独立した公庫でございするから、何もわれわれは政府に全面的に見てもらっておるわけじゃないんだと、その中の一部分だけ政府に依存しておるだけでございするから、何も政府の言うことを御無理ごもつとも聞いていく必要はないんだというふうなこともしばしばあるわけなので、やはりこういう面においては、将来この中小企業三行と通産省とは定期的に連絡会議というふうなものを設けて、金融の面に対していろいろ善処方を話し合っていく、こういうことも私は大切なことであらうかというふうにも考えますし、今度の改正の中で特に工場貸与制度、機械貸与制度、こういうものについては、私は零細企業としては非常に大きな期待を持っておることは、私もこれを肯定するわけでございします。こういう大きな改正で、また画期的な改正だともいわれておりますから、ただ改正されて、あなたのほうでございまして、中小企業の諸君の期待にこたえたんだと、こういうことでは私はいけないうるのです。やはり法改正して期待を持たれておる法律でございするから、今後これをどのようにあなたのほうで指導育成していくか、また相談に乗っていくか、これが私は中小企業将来の事業の上においても重要なことであらうかと思ひます。したがって、今後法が改正されたというだけであなたのほうは手をこまねいておるんでなくして、これらの指導育成については十分に善処方をしていたら、こういうことではなければ、せっかく法を改正いたしましたけれども、これは何もならぬということに終わるわけでございますから、それらの点について、私の質問を終わります。

○国務大臣(三木武夫君) いま近藤さんの御指摘になりましたことは、いずれもごもつともなことはいいですけれども、しかし財投にしても出資にしても、これは政府との密接な関係のもとにある金融機関でありますから、今後連絡を十分にいたしますために連絡会議を設けて、そしてこの新しい政策の実施に對して通産省と金融機関とが緊密な連絡をとれるような機運をつくることにいたします。それといろんな新しい制度が、制度だけを生んで予算をつけたというだけでは意味がないので、これを実際に中小企業に對してこういう政策というものを実施して、どういふふうにかこれが行うまいかというふうなアプターケアの問題というものは、実際大事な面だと思ひます。こういう点で今後とも、ただ新しい制度を生みっぱなしというのでなくして、これを実際に中小企業に高はれるような施策といたしますように、十分な注意を払っていきなうと思ひます。

○委員(村上千春君) 他に御発言もなければ、三案に對する質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

○委員(村上千春君) 御異議ないと認めます。それでは、これより三案の討論に入ります。討論は三案を一括して行ないます。御意見のおありの方は、賛否を明らかにして述べを願ひます。別に御意見もないようでございますが、三案の討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

○委員(村上千春君) 御異議ないと認めます。それでは、これより三案の採決に入ります。まず、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員(村上千春君) 御異議ないと認めます。それでは、これより三案の採決に入ります。まず、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員(村上千春君) 御異議ないと認めます。それでは、これより三案の採決に入ります。まず、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員(村上千春君) 御異議ないと認めます。それでは、これより三案の採決に入ります。まず、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員(村上千春君) 御異議ないと認めます。それでは、これより三案の採決に入ります。まず、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員(村上千春君) 御異議ないと認めます。それでは、これより三案の採決に入ります。まず、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員(村上千春君) 御異議ないと認めます。それでは、これより三案の採決に入ります。まず、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員(村上千春君) 御異議ないと認めます。それでは、これより三案の採決に入ります。まず、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員(村上千春君) 御異議ないと認めます。それでは、これより三案の採決に入ります。まず、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員(村上千春君) 御異議ないと認めます。それでは、これより三案の採決に入ります。まず、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。